

第2編

地域福祉のまちづくり構想



第1章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

地域福祉とは子ども、高齢者、障害者といった限られた人だけを対象とするものではなく、地域に暮らすすべての人が支え合い、いきがいをもって生活していくためのものです。様々な個性、あり方をしている人同士が、お互いを認め合い、お互いの立場を尊重し理解しあっていくことが、地域における協働の推進や、人権の尊重につながっていくこととなります。

その上で、市民はこれまでのような行政からの関与にとどまらず、地域の人々とつながり、心豊かな生活をおくりながら、様々な行政課題に対して当事者として参加し、可能なところで担い手にもなることで、自らの地域を行政と共に創りあげていくことが大切になってくると考えられます。

近年の無縁社会という言葉にあるように、地域のつながりが薄れている中、お互いにつながるためのきっかけを持つことが難しくなりつつありますが、東村山市民全体として、これまでの生活の在り方を見直し、お互いに連帯して支え合っていく意識づくりが必要となってきます。

これらの事から、本計画の策定にあたっては次のような地域社会像を基本理念とします。

認めあい、つながりあい、支えあうまち 東村山

認めあい ・ ・ 交流することにより、お互いに理解をしあう。
それにより一人一人を尊重していくことができる。

つながりあい ・ ・ お互いにつながっていくことにより、いきがい（人と人との交流や環境との共生）をもった暮らしや、地域福祉が推進されていく。

支えあう ・ ・ お互いに支え合いながら、住み慣れた地域の中で生活していく。
行政のみならず、住民、当事者が参加することで、福祉の担い手となる。

2. 基本目標

地域福祉の基本理念を実現していくため、本計画においては次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標 1 みんなでつながり、参加する東村山の福祉

基本目標 2 相談しやすいしくみづくりと わかりやすい情報提供

基本目標 3 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみ
づくり

基本目標 4 福祉を推進していくためのまちづくり

1 みんなでつながり、参加する東村山の福祉

これからの地域社会は「参加と協働」がより重要となってきます。お互いを認め合い、交流していくことで支え合いの考え方を広め、地域福祉の基盤をつくります。

●施策の方向

<お互いを認め合う社会への推進>（重点施策 p.39 参照）

- ・ 地域に暮らすすべての人がいきがいをもって暮らせるよう、「ノーマライゼーション」の理念の推進を図り、ともに生きる社会づくりを進めていきます。
- ・ 地域での交流等を通じて、住民同士のつながりを促進していきます。
- ・ 「市民産業まつり」、「健康のつどい」、「福祉のつどい」といったさまざまな機会を通じて、東村山市民の福祉意識の啓発をめざしていきます。

<個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備>

- ・ 性別、年齢、国籍、能力、姿形などにとらわれることなく、お互いの存在を認め合い、互いに尊重し合えるような環境を整備していきます。
- ・ 豊かな子ども時代を過ごせるように、家庭、学校、地域が一体となって子どもの居場所づくりや学習機会等をつくることに努めていきます。
- ・ 障害児教育の充実や就労支援体制の充実等に取り組んでいきます。

<協働による地域福祉体制の推進>（重点施策 p.39 参照）

- ・ 市民参加による地域福祉の推進体制の検討・整備を図っていきます。
- ・ 地域コミュニティの推進のため、地域の実情や特性に合わせた展開を行っていきます。
- ・ 住民活動計画である「地域福祉活動計画」と連携して地域福祉を推進していきます。
- ・ 地域福祉計画の推進・進捗管理体制について、保健福祉協議会や4つの専門部会での検討を含め実施していきます。
- ・ 地域福祉の推進のため、庁内組織のつながりや、関係機関等との連携体制について、いっそうの強化に努めていきます。

2 相談しやすいしくみづくりと、わかりやすい情報提供

世の中や福祉制度の変化により住民が多様な問題を抱える中、「どこに相談に行けばよいのかがすぐにわかる」、「必要な情報を必要とする方が手に入れることができる」といった相談しやすいしくみづくりや、情報提供体制の充実がますます重要となってきます。あわせて、行政の枠組みにとらわれない事業チェック体制や苦情相談窓口の必要性も高まっています。

●施策の方向

<相談体制の充実> (重点施策 p.40 参照)

- ・ 地域の相談体制について、相談を必要とする方に対してきめ細やかな対応ができるよう充実、強化を図っていきます。
- ・ 福祉、子育て、介護、医療の各種相談支援について、それぞれの連携や専門相談の活用など、相談体制の充実に努めていきます。
- ・ 外国語による相談、情報提供への取り組みを進めていきます。

<情報収集・提供体制の充実>

- ・ 必要な方に必要な情報の提供ができるよう、市報記事の効果的な掲載方法の検討や、多様な媒体（冊子、Web等）による情報提供の充実など、既存広報媒体の最適活用をめざしていきます。
- ・ 地域コミュニティの推進の一助となるようエリアごとのイベント情報等の集約・発信について検討していきます。
- ・ 音声読み上げコードの活用や、手話通訳者の養成等、障害特性に配慮した情報提供の充実に努めていきます。

3 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、健康に関する意識の向上や健康増進のための活動を進めます。また、地域生活を支える福祉サービスの充実や、安心した地域生活を送るための見守り活動や権利擁護体制の充実を図ります。

●施策の方向

<保健・福祉に対する意識の向上>

- ・ 身近な地域で健康増進への意識の向上を図るとともに、健康づくりに関わる「3師会」、「保健推進員会」や他の地域団体との連携を強化していきます。
- ・ 食育の普及、促進により、バランスのとれたよい食生活を送ることで、生活習慣病を予防することや、子どもの頃からの食習慣の定着を支援していきます。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう介護予防事業を推進し、市民の意識啓発を図っていきます。

<こころとからだの健康増進>

- ・ 市民の主体的な健康づくりへの取り組みをベースに、がん予防対策や特定健康診査の実施など、生活習慣病の観点から、専門的な指導・支援を行っていきます。
- ・ 保健、医療、福祉について、保健、医療、福祉の関係機関の連携を強化していきます。
- ・ 身近な地域で健康相談や診療が受けられるようかかりつけ医、歯科医、薬局の普及・定着を促進していきます。

<地域生活を支える福祉サービスの充実>

- ・ 障害のある人や高齢者の地域生活を支えるサービスの充実や、自立を促す支援体制の整備を進めていきます。
- ・ 「子ども家庭支援センター」、「子育て総合支援センター」、「子育てひろば」など、地域における子育て支援サービスの充実を図っていきます。

＜地域での見守り体制の充実＞

- ・ 地域での見守り体制を支えている、民生委員・児童委員、老人相談員、社会福祉協議会福祉協力員、保健推進員等の活動を支援していきます。
- ・ 「地域包括支援センター」と関係団体の連携を強化し、地域における高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築をめざしていきます。
- ・ 子どもを事故・犯罪等から守るため、学校、家庭、地域等が協力して、地域の見守り活動や安全対策の推進を実施していきます。

＜権利擁護支援体制の充実＞（重点施策 p.41 参照）

- ・ 認知症高齢者、障害のある方、児童等の権利擁護の充実を図るため、相談体制の充実や「成年後見制度」の推進を図っていきます。
- ・ 必要な方へ円滑な支援が行われるよう、関係機関の連絡会議等において、多職種連携を進めていきます。

4 福祉を推進していくためのまちづくり

「人にやさしいまち」の整備をソフト、ハードの両面から推進するとともに、地域の人材育成等を行うことで地域福祉の推進を図ります。

●施策の方向

<安心・安全なまちづくりの推進> (重点施策 p.42 参照)

- ・ 地域のつながりを強めることで、要援護者に平常時や災害時等に円滑な支援を行えるよう、「要援護者台帳」の整備を進めていきます。
- ・ 日頃から地域における防災・防犯の普及啓発活動を推進していきます。
- ・ その他、『東村山市地域防災計画』等に沿って、要援護者にとって必要な支援体制の整備を進めていきます。

<地域における人材や事業所の育成と充実> (重点施策 p.41 参照)

- ・ 介護サービス事業者や福祉施設に対して「第三者評価」の受審を促したり、事業者同士の連携体制の構築を担う体制づくりを進めるなど、サービスの質の向上のための体制づくりを進めていきます。
- ・ 地域福祉の向上のために活動する民間団体へ、協働の原則に基づきながら、活動内容を充実していく支援を図ります。
- ・ 地域における福祉人材育成や人的資源の活用のため、退職後、地域に戻ってきた方々の知識・経験等を活かすしくみづくりや、自主グループへの支援体制のあり方を検討していきます。
- ・ 福祉に携わる専門職の育成や質的向上に努めていきます。

<基盤的施策整備の多面的・有効的活用>

- ・ 地域に根付いた施設としてその利用促進を図ることや、豊かな地域生活を送れるように地域における施設の整備や有効活用について検討していきます。
- ・ 気軽に立ち寄り、さまざまな人と交流できるよう、地域における活動の場や交流の場の確保について検討していきます。

＜人にやさしい生活・まちの整備＞

- ・ 「東京都福祉のまちづくり条例」等に沿った、誰にでもやさしいまちづくりを推進していきます。
- ・ 誰もがまちの中で不自由なく活動できるよう、バリアフリーを進めるとともに、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していきます。

第2章

地域福祉計画の重点施策

生活圏域としての福祉エリア区分の考え方

生活圏域としての福祉エリア区分は、それぞれの世代（子ども、子育て世代、高齢者）による生活・活動範囲の違いや、関係施設や幹線道路、鉄道等の地域資源の状況といった地域特性により設定されています。現在は部門別計画によってエリア区分が異なっており、「レインボープラン」では7エリア（当面は4エリア）、「高齢者保健福祉計画」では5エリアとなっています。

エリアについては地域福祉の推進を円滑に行うための考え方の一つであり、今後その実情や特性に応じ柔軟に展開していきます。また、情報の集約・発信としてエリアごとのイベントをとりまとめ、ホームページで発信する等、行政や地域のそれぞれの活動が連携できるようなしくみの検討を行います。

市民・地域団体・行政の地域福祉における協働のあり方

多様化した地域福祉に関する課題に対応するためには、市民や地域団体、行政がお互いの責任と役割を認識し合いながら、対等な立場に立った地域福祉の取り組みを行っていく必要があります。そのような助け合いの地域づくりの実現に向け、市民による主体的な活動や地域コミュニティ活動の活性化や、そのためのしくみづくりを検討していきます。

また、退職して地域に戻られた方々の中には、これまで培ってきた知識・経験・技術・ネットワーク等を持った方が数多くいらっしゃいます。これらの世代を含めた地域の方々に、福祉における社会資源としてより活躍してもらうための意識啓発や情報提供等のしくみづくりを進めていきます。

相談体制等の整備

来庁された方に適切なサービスを実施していくため、「ワンストップサービス」及び「福祉総合相談窓口」について検討していきます。

市役所での申請手続き等を一つの窓口で一元的に対応できる「ワンストップサービス」については、「第4次行財政改革大綱」に基づき、その機能の整理や実現可能性について調査・研究をしていきます。

また、「福祉総合相談窓口」については、第3次地域福祉計画の中で窓口相談の利便性を図るため、単なる案内窓口ではない総合相談窓口の実施について検討を進めてきました。現在、『いきいきプラザ』では総合相談窓口を設置し、来庁された方に適切な相談場所の案内等を行っていますが、近年の相談内容の多様化などから、関係所管や医療と介護のさらなる連携の必要性が示されています。これらのことから市民の利便性をより向上させ、相談される方が必要とする情報を円滑に提供できるよう、相談内容をより包括的に対応していくための検討を行っていきます。そのために必要となる、相談概要を記録したシートを作成し相談者を必要とする窓口へ適切につなげるためのしくみの導入や、所管ごとで行うサービスや情報の共有化、医療情報等の専門性のある情報の提供方法等の課題についても研究を進めていきます。

成年後見制度の推進

成年後見制度は判断能力が不十分な方の地域生活を支える上で欠くことのできない重要な役割を果たすようになっていきます。これは、契約社会における日常生活のみならず、社会福祉のしくみが措置制度から契約制度へと大きな変化を遂げたといった背景があります。

成年後見制度の申立件数については平成 11 年の事業開始から増加傾向にあります。制度の認知は十分とは言えないのが現状です。また、成年後見制度の利用について、親族がおらず申し立てができない、後見人が見つからない、制度を利用する費用負担が難しいといった理由から、スムーズな制度利用が行えないといった状況も散見されます。

このような状況の中、当市では平成 20 年度より成年後見推進機関を設置し、緊急性の高いケースについて関係機関と調整・連携を行ったり、親族申し立てが困難なケースでは成年後見制度の市長申し立てを行ったりと、成年後見制度および地域福祉権利擁護事業の積極的な推進や周知を図ってきました。これについては今後も関係機関との横のつながりを重視した連携を進めるとともに、市民へのいっそうの制度周知を進めていきます。

また今後については、親族等による成年後見の困難な方の増加が見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まることも考えられます。加えて経済の悪化等により後見人報酬の負担が困難な方が増加することも見込まれます。そのため、市民後見人の活用や法人後見監督等の制度の適正実施について研究を進めていきます。

福祉人材育成プロジェクト

福祉行政から得た事業経験や、市内および近隣に大学等の教育機関が多く立地している環境等を活かし、市民・学生等に福祉の現場で身をもって体験・学習する機会と場を提供（インターンシップ）することで、これからの地域福祉を担う新たな福祉人材の育成を図るとともに、学校・企業（福祉事業者）・行政の連携による地域福祉のネットワーク体制の確立をめざします。

要援護者への支援体制

『東村山市地域防災計画』に基づき「要援護者支援全体計画」を作成し、推進していきます。これは日頃から地域での見守りや、災害発生時に一定の支援が必要な方（以降、「要援護者」という。）への基本的な支援方法や考え方等をまとめたものです。

「要援護者支援全体計画」では、要援護者情報の整備から避難訓練体制等まで幅広く定められていますが、その中で要援護者情報の整備について以下に概略を示します。（「要援護者支援全体計画」は平成 23 年 12 月現在策定中です。全文については4月にお示しする予定の「地域福祉計画」の資料編に掲載予定です。）

「要援護者台帳」の整備

市では要援護者情報について、次の2つの方式で整備し活用していきます。

（1） 要援護者台帳（行政情報抽出方式）

市が保有している行政情報（介護保険の認定者情報、障害者手帳情報等）から一定の基準で情報を抽出して作成する台帳です。この台帳は、平時からの情報共有は行いません。「本人の生命・身体・財産に対する危険を避けるため、やむを得ないと認められる」場合にのみ、必要な範囲で情報提供を行うことがあります。

台帳への登録は要件を満たした場合、自動的に行われるため、申請の必要はありません。

（2） 要援護者台帳（手上げ方式）

後述する関係団体への情報提供について、同意をいただいた方のみを一覧にした台帳です。平時から関係団体（警察署、消防署、民生委員、自治会長等）で共有し、地域での見守りにつなげます。

台帳への登録は「東村山市要援護者名簿登録申込書」を市へ提出することにより行われます。

この制度は、「地域の助け合い」により推進するもので、地域の皆さまの協力により成り立つものです。また、支援者や関係団体の方々はおくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うものです。災害時はこれらの方々も被災者となりますので、できる範囲でのご協力をお願いしていきます。

●要援護者台帳整備の対象者

		(1) 行政情報抽出方式 ※ 市で持っている情報から抽出する場合	(2) 手上げ方式 下記の対象者のうち、地域での情報提供に同意をいただいた方
高齢者		<ul style="list-style-type: none"> 要介護度1以上で在宅生活をしている方 70歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、70歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯で、単独避難が困難な方 要介護状態等で単独避難が困難な方
障害者	身体障害者	障害者手帳1～2級を保持し、在宅生活をしている方	原則、障害者手帳を保持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
	知的障害者	愛の手帳1～2度を保持し、在宅生活をしている方	原則、愛の手帳を保持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
	精神障害者		原則、精神保健福祉手帳を保持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
	難病患者		原則、都の指定する難病患者としての認定を受け、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
乳児		0歳	
妊産婦		妊産婦	
外国籍の方			日本語でのコミュニケーションが困難である等、地域生活に不安を感じている方

